

保護者様

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、平成24年4月1日より学校における「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準が「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」となりました。

インフルエンザに感染した園児は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」が登園停止期間となります。なお、「治癒したかどうか」について再度診察を受ける必要があるか、「いつまでお休みすればよいか」については、医師の指示にしたがって下さい。

インフルエンザが治癒し、登園するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

治 愈 報 告 書

園長様

組

園児名

上記園児の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾患名	インフルエンザ
発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日）	年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	年 月 日
医師より療養が必要とされた期間	年 月 日まで

年 月 日

保護者氏名

印